

山梨県拉致問題等の啓発の推進に関する条例素案の概要

1 条例制定の背景及び必要性

- 北朝鮮当局による国家的犯罪行為である日本国民の拉致の問題及び拉致の可能性を排除できない事案に係る問題(以下「拉致問題等」という。)は、個人の生命及び自由を奪う重大な人権侵害であり、現在も解決に至っていない重大な問題である。(拉致被害者17人、拉致の可能性を排除できない事案に係る方々869人)
- 本県にも、北朝鮮当局による拉致の可能性を排除できない事案に係る方々があり、拉致問題等は本県にとっても重要な課題である。
- また、拉致問題等の解決には国民世論の後押しが重要である一方、若い世代を中心に関心の低下や問題の風化が懸念されており、県民の理解を深めていくことが求められている。
- このため、拉致問題等に関する県民の理解を促進し、県、市町村、県民等が連携して解決に向けた気運を醸成する取組を推進する必要がある。
- 本条例案は、これらの取組に関し必要な事項を定めるものである。

2 条例案の基本的な考え方

(1) 県民理解の促進

- 拉致問題等は重大な人権侵害であり、県民一人ひとりがその実態について理解を深めることが重要である。
- 本条例案では、拉致問題等に関する県民の理解の促進を基本理念として位置付けている。

(2) 教育及び学習の機会の確保

- 被害者家族及び支援団体との意見交換並びに先進県調査において、拉致問題等に対する関心や理解の低下が懸念される中、学校教育や学習の機会を通じた理解促進の重要性が示された。
- 本条例案では、学校の設置者の役割を定めるとともに、授業その他の教育活動及び教職員研修を通じた取組を重視している。
県職員についても理解の促進を図るため、研修その他必要な措置を規定することとした。

(3) 解決に向けた気運の醸成

- 拉致問題等の解決には国による外交交渉等が重要である一方、早期解決を求める社会全体の機運を高めていくことも重要である。
- 本条例案では、北朝鮮人権侵害問題啓発週間における取組を位置付けるとともに、国、市町村、関係団体等と連携しながら啓発を推進し、解決に向けた気運醸成を図る。
- また、拉致問題等の早期解決に向け、国等に対する要請を行うとともに、取組状況の公表を通じ、継続的な取組につなげることとした。

3 条例案の概要

前文 ※パブリックコメント終了後に整理
(目的)

第1条 この条例は、北朝鮮当局による国家的犯罪行為である日本国民の拉致の問題及び拉致の可能性を排除できない事案に係る問題(以下「拉致問題等」という。)の啓発の推進に関し必要な事項を定めることにより、拉致問題等に関する県民の理解の促進及びその解決に向けた気運の醸成を図り、もって拉致問題等の早期解決に資することを目的とする。

(基本理念)

第2条 拉致問題等に関する啓発は、拉致問題等が重大な人権侵害であるとの認識の下、拉致問題等に関する県民の理解を深めることを旨として推進されなければならない。

(県の責務)

第3条 県は、国、市町村及び関係団体と連携しながら、拉致問題等に関する県民の理解の促進を図るための啓発に努めるものとする。

2 県は、拉致問題等の早期解決に向け、国等に対し、必要な要請を行うよう努めるものとする。

(県民の役割)

第4条 県民は、拉致問題等に関する理解を深めるとともに、県及び市町村が行う拉致問題等の啓発に関する取組に協力するよう努めるものとする。

(職員の理解の促進)

第5条 知事は、その職員に対し、拉致問題等に関する研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(学校の設置者の役割)

第6条 学校の設置者は、授業その他の教育活動において、拉致問題等に関する関心及び理解を深めるため、児童、生徒の発達段階に応じた学習の機会の提供に努めるものとする。

2 学校の設置者は、教職員に対し、拉致問題等に関する研修の実施その他の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(北朝鮮人権侵害問題啓発週間)

第7条 県は、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律(平成18年法律第96号)第4条第2項に規定する北朝鮮人権侵害問題啓発週間において、その趣旨にふさわしい事業を実施するものとする。

(財政上の措置)

第8条 県は、この条例の目的を達成するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(公表)

第9条 知事は、毎年度、拉致問題等の啓発の推進に関する取組の実施状況を公表するものとする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。